

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項															
堺西高等学校	旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが8件あった。 <table><tr><th>出張先</th><th>出張期間</th><th>旅費支給額 (総額)</th><th>件数</th><th>精算日</th></tr><tr><td>沖縄県</td><td>令和5年10月5日から同月7日まで</td><td>(注) 4,200 円</td><td>2</td><td>令和6年4月15日</td></tr><tr><td>沖縄県</td><td>令和5年10月24日から同月27日まで</td><td>(注) 13,900 円</td><td>6</td><td>令和6年4月15日</td></tr></table> (注) 旅費支給額は自宅から関西空港までの往復交通費 関西空港から目的地までの往復の旅費は別途支出	出張先	出張期間	旅費支給額 (総額)	件数	精算日	沖縄県	令和5年10月5日から同月7日まで	(注) 4,200 円	2	令和6年4月15日	沖縄県	令和5年10月24日から同月27日まで	(注) 13,900 円	6	令和6年4月15日	検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費 【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。
	出張先	出張期間	旅費支給額 (総額)	件数	精算日												
沖縄県	令和5年10月5日から同月7日まで	(注) 4,200 円	2	令和6年4月15日													
沖縄県	令和5年10月24日から同月27日まで	(注) 13,900 円	6	令和6年4月15日													
措置の内容																	
検出事項の原因は、事務担当者が精算処理の期間を失念していたこと及び決裁関与者の精算状況の管理不足である。 再発防止に向けて、管外出張旅費処理状況一覧表を作成し未精算案件の確認を徹底することとした。 また、支出命令者及び事務担当者が復命書及びSSCでの定期的な確認を行うこととした。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。																	

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年11月6日）